象国外関連取引の適用がある国外部取引	同時文書化対象内部取引（第六十七条の十八第五項に規定する同時文書化対象内
同条第三項	同時文書化対象内部取引に係る同条第一項
象国外関連取引に	として同条第五項に規定する財務省令
令	法人税の額から控除する金額
は欠損金額	第六十七条の十八第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号ロ
ロ	第六十七条の十八第二項の規定により第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号ニ
ニ	同時文書化免除内部取引（第六十七条の十八第六項に規定する同時文書化免除内部取引
除国外関連取引定の適用がある国	同条第一項
	同条第六項に規定する財務省令
	同条第十三項において準用する前項各号
	同条第十三項において準用する前項第二号
	同条第十三項において準用する前項第一号
は欠損金額	法人税の額から控除する金額

」に改め、同表第六十六条の四第十項の項中「第六十六条の四第二十項」に改め、同表第六十六条の四第十七項の項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に、「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同表第六十六条の四第十七項第一号及び第十八項の項中「第六十六条の四第十七項第一号及び第十八項」を「第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項」に改め、同表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十四項」に、「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同表第六十六条の四の二第四項の項及び第六十六条の四の二第六項の項中「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項第一号中「第三項」を「第五項若しくは第六項」に、「これら」を「同項第二号中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

3　当該事業年度において内部取引がある内国法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4　内国法人の当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）の一の国外事業所等との間の内部取引（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該内国法人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一　内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二　内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。